

## 第2部 障害者計画

---



## 第3章 基本構想

### 1 本市の障害福祉施策の目指す姿（基本理念）

# 共に暮らし支えあう、 自分らしい暮らしを描けるまちへ

障害者福祉施策が目指す姿は、ノーマライゼーションの考えの下、障害のある人が社会の中で孤立せずに、本人の「自己選択」「自己決定」が最大限に尊重され、障害の有無にかかわらず、お互いの人権や個性を尊重し、能力を最大限に発揮できる場、生きがいを創造できる社会の実現です。

本市では、これまで『ともに暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』を基本理念として、地域でともに暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを進めてきました。

この理念は、この度改正された障害者基本法が示す「地域社会における共生」の方向性と合致するものであり、今後も引き続き、障害への理解と支えあいの市民意識を醸成し、支援体制や生活環境の充実を目指し、『共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』を基本理念として取り組んでいきます。

## 2 施策の方向性（基本目標）

### 基本目標 1 支えあう市民意識の醸成に努めます

#### 【 基本目標を達成するための施策 】

- 1-1 啓発活動、福祉教育の推進
- 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進
- 1-3 人権・権利擁護の推進

障害についての正しい知識や理解を深め、地域で共に暮らす障害のある人への心の隔たりを埋めるための広報・啓発活動に取り組み、ボランティア活動の促進など地域でふれあう機会をつくり、障害のある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、生活の様々な機会において、障害の有無にかかわらず、本来あるべき権利を侵害されることのないよう、権利擁護に努め、安心した暮らしのできる地域社会づくりを進めます。

### 基本目標 2 暮らしやすい支援体制を構築します

#### 【 基本目標を達成するための施策 】

- 2-1 相談支援体制の充実
- 2-2 保健・医療サービスの充実
- 2-3 障害福祉サービスの充実
- 2-4 地域生活移行の推進

障害の種類や状況にかかわらず、すべての障害のある人が、必要な支援を受けながら、安心して暮らせる生活を実現するために、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。

また、ライフステージごとに継続した保健・医療・福祉に関する、様々なサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立に向けた生活支援体制を構築します。

### 基本目標3 社会活動を支援し教育環境の充実を図ります

#### 【 基本目標を達成するための施策 】

- 3-1 就労支援の推進
- 3-2 保育・教育環境の充実
- 3-3 スポーツ・文化活動の推進

障害のある人が、地域社会で個性や能力を最大限に発揮し、学習機会や働く意欲など、保育・教育環境の充実、就労機会、諸活動への参画といった、自らの生活を描く機会が広がるよう、必要な支援の実施、環境整備を行います。

### 基本目標4 「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します

#### 【 基本目標を達成するための施策 】

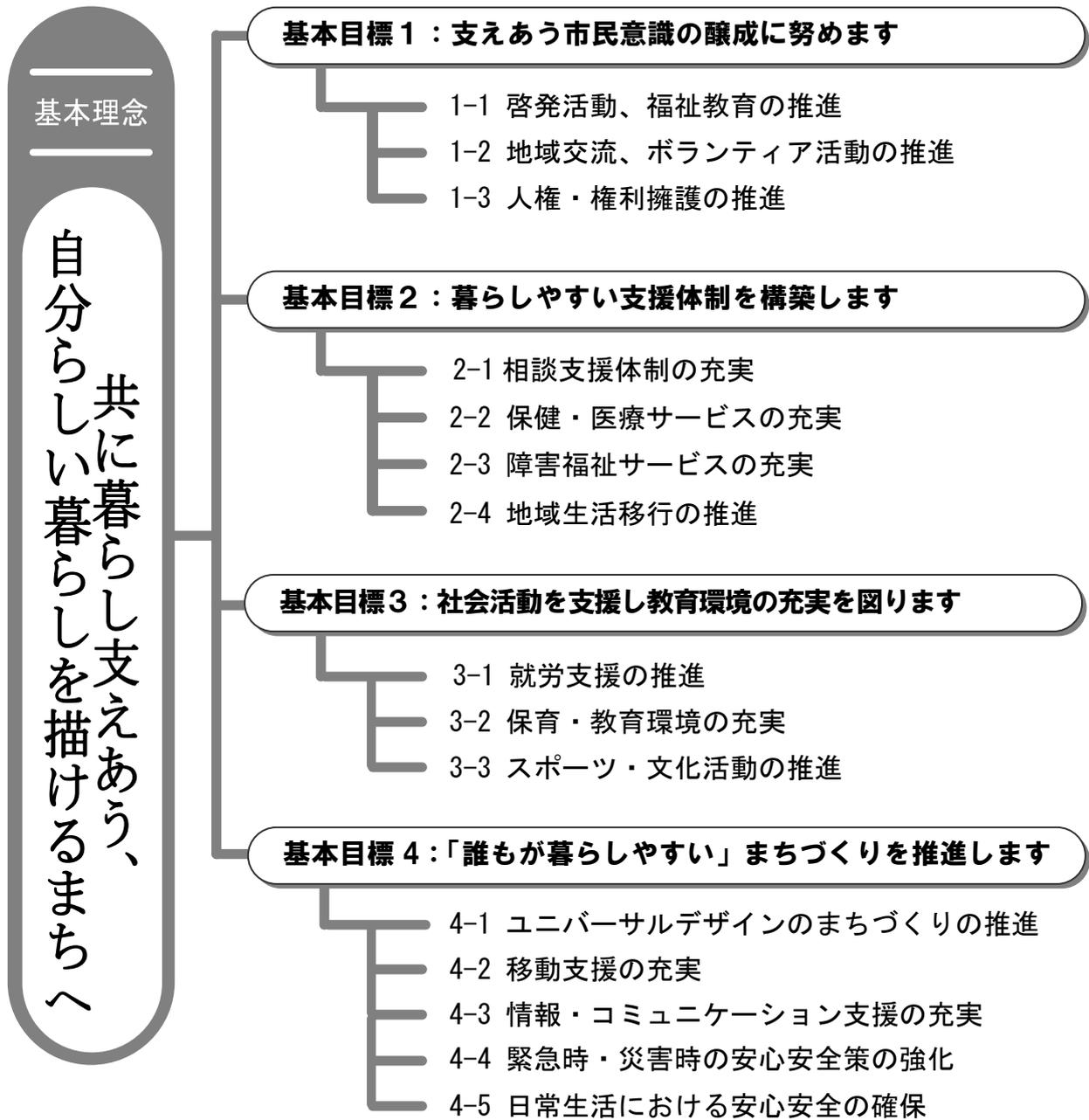
- 4-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 4-2 移動支援の充実
- 4-3 情報・コミュニケーション支援の充実
- 4-4 緊急時・災害時の安心安全策の強化
- 4-5 日常生活における安心安全の確保

福祉のまちづくりを進めるため、物理的バリア（障壁）を取り除き、障害のある人が地域で安心して暮らせる生活環境を整備します。

また、災害や万が一の緊急時にも安心安全が確保されるよう、支援体制づくりに努めるとともに、犯罪や交通事故等に巻き込まれないための取り組みを強化し、「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します。

### 3 施策の体系

本市の障害福祉施策体系は、次のとおりです。



## 施策の取り組み内容

施策 1-1	1-1-1 広報・啓発活動の推進 1-1-2 福祉教育の推進
施策 1-2	1-2-1 地域交流活動の推進 1-2-2 ボランティア活動の活性化
施策 1-3	1-3-1 権利擁護・成年後見制度の推進 1-3-2 障害者虐待防止対策の推進 1-3-3 障害者に対する差別等の禁止
施策 2-1	2-1-1 相談窓口の充実 2-1-2 総合的な相談支援の推進 2-1-3 職員・相談員等の資質向上
施策 2-2	2-2-1 保健サービスの充実 2-2-2 医療費の助成
施策 2-3	2-3-1 在宅障害福祉サービスの提供 2-3-2 日中活動の場づくり 2-3-3 居住・生活の場の確保 2-3-4 障害児支援の充実 2-3-5 重症心身障害児者支援の充実 2-3-6 サービス基盤の整備と適正な運営管理の推進 2-3-7 経済的支援の実施
施策 2-4	2-4-1 円滑な地域移行の推進 2-4-2 地域移行支援の体制づくり
施策 3-1	3-1-1 一般就労支援の充実 3-1-2 多様な就労の場の充実
施策 3-2	3-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進 3-2-2 学校施設の整備・充実
施策 3-3	3-3-1 生涯学習機会の充実 3-3-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の実施
施策 4-1	4-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進 4-1-2 住環境の支援・整備の実施
施策 4-2	4-2-1 移動にかかる運賃、費用等の助成 4-2-2 移動支援による行動範囲の拡大
施策 4-3	4-3-1 多様なコミュニケーション支援の充実 4-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実
施策 4-4	4-4-1 緊急時における安全確保対策の推進 4-4-2 災害時における避難支援体制の強化
施策 4-5	4-5-1 防犯・交通安全対策の推進 4-5-2 消費生活支援の推進

## 第4章 施策・事業の展開

### 基本目標 1 支えあう市民意識の醸成に努めます

#### 施策 1-1 啓発活動、福祉教育の推進

##### 【施策の目的】

- 障害に対する理解を深め、心のバリア（障壁）を取り除くことを目的とした施策です。
- 日常生活の中で、障害の有無にかかわらず、市民として共に暮らし、支えあう関係を深めるための事業に取り組みます。

##### 【現状と課題】

障害者アンケートの結果をみると、約半数の方が社会全体で障害のある人への理解が深まったと感じていますが、約2割の方は深まったと思わないと回答し、特に18歳以下での割合が高くなっています。

市および社会福祉協議会では、広報誌に啓発記事を掲載しているほか、ハンディキャップ体験や小中学校での福祉教育の推進に取り組んでいます。今後、より効果的な取り組みを進めていくには、小さなころからの福祉教育を一層推進するとともに、各種団体や民間事業者等と連携・協力し、より多くの方を対象にした啓発活動を行い、参加を促すための創意工夫が必要です。

また、障害者基本法では、発達障害及びその他心身の機能に障害のある人がその定義に加えられており、発達障害等に対する理解を広めていくことが求められます。

## 【取り組み内容】

### 1-1-1 広報・啓発活動の推進

毎年12月9日の「障害者の日」、12月3日から9日の「障害者週間」、12月4日から10日の「人権週間」、毎年9月の「障害者雇用支援月間」、10月下旬に行われる「精神保健福祉普及運動」等において、行事や市報等を活用した広報啓発を行い、障害のある人に対する市民の理解と認識を深めます。

主な取り組み	実施主体
障害福祉課ホームページのリニューアル 障害者理解に向けた研修・講座の開催 市報・ラジオ等による広報・啓発活動	石巻市
広報誌「社協だより」の発行	社会福祉協議会
研修・講座等の開催及び講師派遣	関係機関 サービス事業所

### 1-1-2 福祉教育の推進

学校での総合学習や生涯学習等の機会を利用し、ハンディキャップ体験等、障害のある人に対する市民の理解を深める取り組みを推進します。

主な取り組み	実施主体
協働教育推進事業 手話勉強会の開催	石巻市
ハンディキャップ体験学習会 福祉教育助成金の交付（小・中学校対象）	社会福祉協議会

## 施策 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進

### 【施策の目的】

- 障害の有無にかかわらず、相互に交流を深める機会づくりを推進するために、市民が主体的に取り組む施策です。
- 地域で支えあう意識を活動につなげるための事業を展開します。
- 障害のある人が地域での活動に参加し、交流することによって、社会参加を果たすことを目指します。

### 【現状と課題】

障害のある人が地域で自分らしく暮らしていくことができる共生のまちづくりには、頭の中でわかっているだけでは十分ではなく、日ごろから分け隔てなく接していくことができる意識づくりが欠かせません。

そのためにも、イベントやボランティア活動を通じてふれあう場の充実を図るとともに、日常生活において交流する機会を創出していくことが重要です。

障害者アンケートでは、身体障害者の約3割、知的障害者、精神障害者の約4割が普段の暮らしの中で差別や偏見を感じており、特にまちかどでの視線や近所づきあいで感じると回答しています。

一方で、地域における交流活動や福祉活動に対する評価は、以前と比べて高くなっており、また、震災を経験し、地域でのつながりの重要性を実感したという声も多く聞かれています。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、また、障害者自身も積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

## 【取り組み内容】

### 1-2-1 地域交流活動の推進

障害者団体や地域活動団体、民間事業者等が主体的に行う交流活動を支援し、障害の有無にかかわらず市民が交流し、ふれあう場の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
石巻市地域づくり基金事業助成金 にこにこフェスティバルの開催	石巻市
障害者交流事業	社会福祉協議会
地域交流活動の開催	サービス事業所
地域交流活動への参加	当事者 地域住民

### 1-2-2 ボランティア活動の活性化

ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等により活動の活性化を図るとともに、障害者施設における活動機会の拡充を図ります。

また、復興支援等を通じて市内外で活動しているボランティア団体やNPO法人等との連携・交流を推進します。

主な取り組み	実施主体
手話奉仕員養成講座	石巻市
ボランティア育成講座 ボランティアセンター運営	社会福祉協議会
ボランティアの受け入れ	サービス事業所
ボランティア活動への参加	地域住民

## 施策 1-3 人権・権利擁護の推進

### 【施策の目的】

- 市民一人ひとりが人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりを進めるための施策です。
- 障害によって、人権を侵す行為や不利益を被ることのないよう取り組むべき事業を行います。

### 【現状と課題】

共生社会を推進するうえで、人権の尊重と権利擁護は最も重要な施策のひとつといえます。

平成 23 年 6 月には障害者虐待防止法が公布され、同年 8 月の障害者基本法の改正では、障害を理由としたあらゆる差別の禁止や消費者としての障害者の保護、選挙や司法手続き等での配慮を講じる義務を規定しています。

市および社会福祉協議会では、障害者の権利と財産を守るための取り組みとして成年後見制度の利用支援や日常生活支援事業（まもり一ぶ）を実施しています。徐々に浸透しつつあるものの、一層の周知と利用促進が必要です。

また、市では、虐待対応の窓口として、平成 24 年度に虐待防止センターを設置しました。今後は、窓口の周知と迅速かつ的確な対応がとれる体制強化が課題となります。

さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域および当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいく必要があります。

## 【取り組み内容】

### 1-3-1 権利擁護・成年後見制度の推進

判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者等に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を保護支援するために、権利擁護・成年後見制度の推進に努めます。

主な取り組み	実施主体
成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業） 市民後見人の育成・活用 成年後見制度の広報 人権に関する広報啓発 特設人権相談の実施	石巻市
日常生活自立支援事業（まもりーぶ）	社会福祉協議会

### 1-3-2 障害者虐待防止対策の推進

家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、早期発見と適切な対応が取れる体制の構築を図ります。

主な取り組み	実施主体
障害者虐待防止法の周知 虐待防止センターの設置 養育支援訪問事業（ホームヘルパー派遣事業） 要保護児童養育支援カウンセリング事業 障害者家庭訪問等個別支援事業 障害者緊急一時保護事業 障害者虐待防止連携会議の設置 障害者虐待防止研修会 障害者権利擁護支援弁護士相談事業	石巻市
施設内での虐待防止対策の推進	サービス事業所
虐待発見時の通報	地域住民

### 1-3-3 障害者に対する差別等の禁止

日常生活や教育、雇用など、さまざまな場面において、障害を理由とするあらゆる差別の禁止に向けた啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談体制の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
障害に基づく差別に対する意識啓発・広報活動	石巻市
職場等における差別等の禁止	一般企業
職員が守るべき倫理の周知徹底	サービス事業所

## 基本目標 2 暮らしやすい支援体制を構築します

### 施策 2-1 相談支援体制の充実

#### 【施策の目的】

- 障害のある人が、地域で暮らしていくために必要な支援やサービスを適切に受けることができるための体制強化を目的とした施策です。
- 多様な相談内容に応じることができるよう、窓口等の相談体制を充実し、困りごとの解消や情報入手につなげるための取り組みです。

#### 【現状と課題】

障害者の相談支援においては、市窓口のほか、主に3か所の相談支援事業所が担っています。市窓口には、相談支援員および手話通訳士を配置し、相談体制の強化を図っています。また、平成24年度から東日本大震災で被災した障害者の総合的な支援を行う「障がい者総合サポートセンター」が開設されました。

アンケート調査の結果をみると、相談窓口の使いやすさに対する満足度は高く、相談しやすい体制が整っていると回答した人が半数を超えていますが、「どこに相談したらよいかわからない」の割合も高くなっており、身近な相談窓口の周知が必要です。

また、障害の種類や状況はさまざまであり、一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。さらに、震災の影響により、障害者の「困りごと」はより多岐にわたっており、それらを総合的な支援につなげるためのコーディネート機能の重要性がますます高まっています。

各事業所、関係機関および市内各担当窓口と連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していく必要があります。

## 【取り組み内容】

### 2-1-1 相談窓口の充実

障害のある人や家族ができる限り身近なところで相談が受けられるよう、一次窓口の拡大及び周知を図るとともに、多様な機会を活用した相談受付を行います。

主な取り組み	実施主体
相談支援員・手話通訳士の配置 身体・知的障害者相談員の設置 障害者相談支援事業所の設置 関係機関相談窓口の周知 市民相談窓口での相談受付 外国人相談窓口での相談受付	石巻市
生活相談事業	社会福祉協議会
利用者及び地域の障害者の相談支援・受付 苦情解決制度・第三者委員の周知・充実 石巻地域就業・生活支援センターの設置	サービス事業所

### 2-1-2 総合的な相談支援の推進

各相談窓口および関係機関の連携の強化を図り、また、震災による生活環境の変化等を把握しながら、住宅や介助、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる相談を総合的に支援していくための体制強化を図ります。

主な取り組み	実施主体
基幹相談支援センターの設置 障害者相談支援事業所の設置 石巻市女川町障がい者総合サポートセンターの設置 石巻市女川町自立支援協議会の運営 計画相談支援（障害福祉サービス） 地域福祉コーディネーター※の設置	石巻市
地域の関係機関との連携体制の構築	関係機関 サービス事業所

※地域福祉コーディネーター：地域で支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した支援を行い、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、公的制度との調整等を行う人です。

### 2-1-3 職員・相談員等の資質向上

障害者からの相談を受付ける職員をはじめ、相談支援員、身体・知的障害者相談員、民生委員等に対し、障害に関する知識の向上や相談に対する姿勢等を学ぶ機会の充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
職員・相談支援員等の各種研修への参加（庁内・外部） 相談員・民生委員等に対する研修会・懇談会の開催	石巻市
職員の専門性や資質向上に向けた研修の実施・参加	サービス事業所

## 施策 2-2 保健・医療サービスの充実

### 【施策の目的】

- 生涯を通じて必要な保健、医療サービスが得られ、また、こうしたサービスが継続的に受けられる体制づくりを目的とした施策です。
- 障害のある人が身体健康の保持、増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感の得られるようになることを目指します。

### 【現状と課題】

障害者アンケート調査の結果をみると、ふだんの暮らしで困っていることとして「自分の健康や体力に自信がない」の割合が最も高くなっています。また、「安心して受診できる医療体制」は最も重要度が高く、障害者にとって保健・医療サービスの充実は最も求められている施策のひとつとなっています。また、医療について普段感じていることとしては、「障害のことに詳しい医師がいてほしい」の割合が高く、障害特性をよく理解した専門性の高い医療体制が求められています。特に、重度障害者に対する歯科治療については、高いレベルでの治療技術を提供できる専門医が必要となっており、現状では東北大学病院や宮城県立こども病院などに通院している場合が多いことから、石巻地域でも治療が受けられるよう体制整備について検討していく必要があります。

市の保健事業では、生活習慣病の予防や早期療育へとつなげるための相談支援などのほか、精神保健や高次脳機能障害に対する理解促進などにも取り組んでいます。

障害者が安心して地域で暮らしていくためには、医療的ケアが提供できるサービスの充実が必要との声も多く、今後は、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携に進め、障害の状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりに取り組んでいく必要があります。

## 【取り組み内容】

### 2-2-1 保健サービスの充実

健康の保持・増進のため、乳幼児期を中心とした健康診査や保健指導・相談事業等、早期発見と早期療育体制を充実することにより、障害の軽減や健康の増進とともに健やかな成長を図ります。

また、生活習慣病の予防、早期発見のため、中高年齢者を対象に健康教育や健康相談、健康診査を実施するとともに、各ライフステージに応じた心と身体の健康づくり活動を支援します。

障害者の口腔ケアについては、東北大学病院や石巻歯科医師会、行政などの関係機関が連携し情報共有しながら、ネットワークの構築等について検討してまいります。

主な取り組み	実施主体
妊婦・乳幼児に対する健康診査・各種相談事業 発達支援事業 未熟児訪問 障害児および親の交流・学習会の開催 精神保健福祉事業（相談・交流会・講演会等） 高次脳機能障害研修会の開催 特定健康診査・特定保健指導 健康教育・健康相談 身体の不自由な方の健診	石巻市
定期的な健診の受診と健康教育への参加 普段からの健康づくりの取り組み	地域住民

## 2-2-2 医療費の助成

障害のある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、こうした負担軽減策が周知され、必要な人にもれなく提供されるよう、情報の周知、啓発に努めます。

主な取り組み	実施主体
自立支援医療（更生医療・育成医療）の支給 自立支援医療（精神通院医療）の申請受付 重・中度心身障害者医療費助成事業 国民健康保険特定疾病療養受給者証の交付 未熟児療養医療の支給	石巻市

## 施策 2-3 障害福祉サービスの充実

### 【施策の目的】

- 障害のある人が、必要な支援を利用（自己選択）し、自ら行動できる（自己実現）ための支援を行うことを目的とした施策です。
- 障害のある人が、地域での自立を実現できるよう、在宅・施設での生活を支援する様々なサービスの質的・量的な充実を図り、サービスを提供します。

### 【現状と課題】

平成 18 年度から施行された障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障害福祉サービスの提供が始まりました。年々サービス利用量も増加し、東日本大震災の影響により一時的に利用が減少したものの、現在では震災前の水準を上回るまで回復しています。アンケート調査では、大半の方が利用したくても利用できないサービスは「ない」と回答し、全体的には量的にも充足している状況がうかがえます。

しかしながら、個別のサービスごとに見ると、短期入所に対するニーズは高く、平成 24 年 10 月に新たな施設整備がなされ 15 床増床されたことにより、「定員がいっぱいで断られる」、「緊急時など利用したいときに利用できない」といった量的不足は大幅に融和される見込みとなっていますが、「医療的ケアが行える事業所が近くにない」など機能面において課題となっています。

また、障害者基本法では、発達障害などが障害の定義に明示され、障害者総合支援法では、難病患者が対象者に加えられるなど、法制度においても多様な障害に対する支援体制を求めています。

今後は、医療的ニーズをはじめ、さまざまな障害に対応できる専門性の高い支援体制を確保するとともに、状況に応じたきめ細かな支援と質の向上を図るための取り組みを推進していく必要があります。

## 【取り組み内容】

### 2-3-1 在宅障害福祉サービスの提供

在宅生活を支援するための障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障害の種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援 訪問入浴サービス事業 障害者生活サポート事業 補装具の支給 日常生活用具給付等事業	石巻市
介護用品の貸与事業 紙オムツ購入助成事業	社会福祉協議会
サービス提供体制の充実	サービス事業所
生活支援にかかる各種サービスの提供	各種団体等

### 2-3-2 日中活動の場づくり

日中活動を支援するため、自立生活に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなどを行います。

一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、多様な活動の場の提供に努めます。

主な取り組み	実施主体
生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 地域活動支援センター 日中一時支援 精神障害者コミュニティサロン 日中活動サービスの場の提供	石巻市
サービス提供体制の充実	サービス事業所

### 2-3-3 居住・生活の場の確保

障害の状態や生活状況等に応じて、障害者施設やグループホーム等で安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。

主な取り組み	実施主体
共同生活援助・共同生活介護 施設入所支援	石巻市
サービス提供体制の充実	サービス事業所

#### 2-3-4 障害児支援の充実

障害の特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行える体制の強化に努めるとともに、家族等の障害に対する理解を深めるための取り組みと相談指導の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
児童発達支援（児童デイサービス） 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所施設 障害児利用計画の作成 児童発達支援センターの設置	石巻市
サービス提供体制の充実	サービス事業所

#### 2-3-5 重症心身障害児者支援の充実

安心して利用できる医療的ケアが可能なサービス事業所の整備を推進します。特に緊急時やレスパイトとして利用できるサービス提供体制の充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
医療ケアが可能なサービス提供体制の強化 介護家族の負担軽減対策の充実	石巻市
介護職員等によるたん吸引等実施者の養成	サービス事業所

### 2-3-6 サービス基盤の整備と適正な運営管理の推進

サービスを提供する事業者の震災からの復旧・復興を支援するとともに、難病・発達障害者への対応を促進し、基盤強化を図ります。

また、県と連携しながら、サービス提供事業者の不正事案の防止と適正なサービス提供に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み	実施主体
石巻市女川町自立支援協議会との連携 国・県との連携による適正な運営管理の推進	石巻市
機能専門性の向上のための取り組みの推進 法令遵守のための体制整備 外部監査、第三者評価の受審	サービス事業者

### 2-3-7 経済的支援の実施

国・県・市、民間事業者等で、各種の経済的支援を行い、障害のある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減に努めます。また、必要な人が利用できるよう、各種制度の周知を図ります。

主な取り組み	実施主体
特別障害者手当等の支給 公共料金、公共交通機関等の減免申請の受付 在宅酸素療法酸素濃縮器利用助成事業 障害福祉サービスの利用負担軽減 グループホーム・ケアホーム利用助成（家賃補助） 高額障害福祉サービス費支給 各種制度の周知 障害基礎年金 心身障害児通園対策事業 保育所保育料の減免 放課後児童クラブ利用料の減免	石巻市
経済的負担軽減策の実施	一般企業等

## 施策 2-4 地域生活移行の推進

### 【施策の目的】

- 施設入所者や入院患者の地域生活への移行を、関係機関と連携を図りながら推進します。
- 本人の意向を尊重しつつ、家族など関係者の理解や支援等が得られるよう、施設事業者、本人、家族が協力して、障害のある人の地域での暮らしを実現します。

### 【現状と課題】

現在の障害者施策においては、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域生活への移行および継続が柱となっており、できるだけ地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指しています。障害者自立支援法においても、地域移行に向けた相談支援を行う事業を創設するなど、施設入所者や入院患者の地域生活への移行支援の充実を図っています。

アンケート調査の結果をみると、施設入所もしくは入院している身体障害者および精神障害者の約1割が在宅もしくはグループホーム・ケアホームへの移行を希望しています。また、施設入所の継続を希望する理由としては、「家族が大変」、「金銭面で不安」等の意見も見られており、地域生活移行に向けて、在宅サービスの充実や経済的負担の軽減が求められています。

地域で自分らしく暮らしていくことができるための受け皿となる住まいの確保や経済的支援の充実に努めるとともに、障害者施設等が地域の障害者支援の拠点となり、多様な主体による支援や地域住民の理解と協力を得ながら、地域への移行に向けたさらなる支援の充実が必要です。

## 【取り組み内容】

### 2-4-1 円滑な地域移行の推進

施設等で暮らす障害のある人が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域移行ができるよう、地域移行への意向の把握やグループホームでの生活体験、障害のある人の意思や状態に配慮した地域移行を推進します。

主な取り組み	実施主体
知的障害者グループホーム体験ステイ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） グループホーム・ケアホーム利用助成（家賃補助）	石巻市
グループホーム・ケアホームの整備運営 地域移行に向けた支援の充実	サービス事業所

### 2-4-2 地域移行支援の体制づくり

障害のある人の地域での暮らしを継続的に支援できるよう、関係機関及び事業者と連携し、地域生活に必要な支援やサービスの確保、緊急時に対応できる体制づくりに努めるとともに、地域住民の理解を深め、支えあいながら暮らしていく体制づくりを推進します。

主な取り組み	実施主体
石巻市女川町自立支援協議会の運営 医療と福祉の連携強化 地域交流事業、広報・啓発活動等	石巻市
地域で暮らす障害者や家族等への理解と配慮	地域住民

## 基本目標3 社会活動を支援し教育環境の充実を図ります

### 施策3-1 就労支援の推進

#### 【施策の目的】

- 障害のある人が様々な訓練や支援を通じて「働く」ことへの意欲を促進するための施策です。
- 働く意欲のある人に、就労への多様なアプローチのできる支援体制を構築し、障害のある人が自分にあった働き方のできる支援や整備を行います。

#### 【現状と課題】

障害者が就労することについては、経済的自立や生きがいつくりとともに、一人ひとりがもつ能力を発揮することが社会を構成する一員として地域に貢献することにつながります。

折からの長引く不況や地方経済の疲弊に加え、東日本大震災の影響により、就労・雇用環境は厳しい状況にあります。アンケート調査の結果を見ても「障害者の就業・雇用対策」の満足度は低く、現在困っていることとして「適当な仕事がない」、「十分な収入が得られない」など経済的な不安を抱える人の割合が高くなっています。一方、現在就労していない人でも、環境が整えば働きたいと回答した人は約6割と高く、就労支援は大きな課題といえます。

一般企業に対する雇用促進や福祉的就労の場の充実に向け、障害への理解や就労環境の改善促進、需要の喚起による受注拡大等に積極的に取り組んでいく必要があります。

## 【取り組み内容】

### 3-1-1 一般就労支援の充実

就労移行を支援するサービス提供事業者の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら、一般企業等への就労、移行・定着に向けた各種支援制度の周知および活用促進や雇用に関する情報提供、就労しやすい環境づくりに向けた啓発活動を推進します。

主な取り組み	実施主体
就労移行支援	石巻市
障害者雇用に関する広報・啓発	石巻市 ハローワーク
障害者就職面接会の開催 就職説明会の実施	ハローワーク
障害者雇用の促進と法定雇用の遵守 障害者が働きやすい環境の整備	企業
就労に向けた情報提供や訓練等の実施 サービス提供体制の充実	サービス事業所

### 3-1-2 多様な就労の場の充実

障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供する事業所の確保・充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
就労継続支援（A型・B型） 地域活動支援センター 障害者福祉施設への発注に対するインセンティブの検討 官公需にかかる発注機会の拡充 商品開発・販路拡大に向けた交流・連携支援	石巻市
商品開発・販路拡大に向けた取り組みの推進 働きやすい環境の整備	サービス事業所

## 施策 3-2 保育・教育環境の充実

### 【施策の目的】

- 乳幼児期、学齢期を通じて、障害のある子どもたちが健全に成長し、「学ぶ力」、「生きる力」を育むことを目的とした施策です。
- 障害のある子どもたちにあった保育や教育の環境を整え、将来への可能性を広げるための事業を行います。

### 【現状と課題】

障害児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、できるだけ早い時期に一人ひとりの状態を把握しながら、関係機関との連携による適切な支援につなげていくことが重要です。

市では、保健事業を通じて障害の早期発見や療育相談を行うとともに、かもめ学園を指定管理し、在宅の心身障害児に対して日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施しています。

学校教育においては、県立石巻支援学校と連携しながら、就学前の段階からさまざまな機会を通じて適正な就学を支援するとともに、小学校には特別支援教育支援員を配置し、通常学級に在籍する特別に支援が必要な児童への指導補助を行っています。また、中学校では特別支援教育共同実習所を運営し、実習を通じた自立支援や生徒間の交流促進を図っています。

アンケート調査では、学校等での生活に望むこととして、「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をしてほしい」との回答割合が最も高く、教職員の専門性と資質向上が求められています。

今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談指導と家族等への支援の充実を図っていく必要があります。

## 【取り組み内容】

### 3-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進

障害の有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の拡充に努め、様々な人間関係に触れながら成長することで、お互いを尊重し支えあう心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

また、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、将来、自立した生活を送ることを目指して、その基礎・基本となる知識や経験を蓄積し、「生きていく力」や「働く力」を育むための教育内容の充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
特別支援教育就学奨励費の支給 特別支援教育支援員の配置 特別支援教育共同実習所の運営 就学相談の実施 障害児保育事業 放課後児童クラブ事業 心身障害児通園施設「かもめ学園」運営事業	石巻市
進学指導、相談支援の充実 保育所での専門的指導等	サービス事業所

### 3-2-2 学校施設の整備・充実

障害のある児童生徒が、学校でともに学ぶ中で、より多様な人間関係を構築し、ともに成長する環境を整えるとともに、障害によって生ずる教育的ニーズに的確に対応し、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設及び教育環境の整備・充実に努めます。

## 施策 3-3 スポーツ・文化活動の推進

### 【施策の目的】

- 障害のある人がスポーツ・文化・レクリエーション活動を通じて、地域とふれあい、社会参加や生きがいづくりとなることを目的とした施策です。
- 県や市、地域団体が主催するスポーツ・文化活動などへ、障害のある人が参加しやすいよう、支援を行う事業です。
- 障害のある人が外出しない、できないといった状況から、地域で孤立することのないよう、社会参加、身近な交流機会づくりに努めます。

### 【現状と課題】

スポーツや文化活動は、障害者の生きがいにつながるとともに、活動を通じて地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが必要です。

市では、イベント時における配慮・支援や施設のバリアフリー化を行い、参加しやすい環境整備に努めています。また、各種団体や障害者施設等においても、障害者やその家族、ボランティア、地域住民等が気軽に参加できる各種イベントを開催し、障害者の地域での心豊かな暮らしと地域交流に寄与しています。

今後は、関係機関や事業所等と連携しながら、障害者の能力や個性をより引き出していくためのプログラムの充実を図っていくとともに、地域住民への意識啓発や参加促進により、一層の多様な交流が行われる活動機会の創出を図っていく必要があります。

## 【取り組み内容】

### 3-3-1 生涯学習機会の充実

障害のある人や子どもたちを対象とした生涯学習機会の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
社会参加促進事業	石巻市
各種講座・活動機会の提供	関係機関 サービス事業所
各種講座・活動への積極的な参加	当事者

### 3-3-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の実施

障害のある人が気軽に社会活動に参加できるよう、施設等の整備、充実を図るとともに、参加しやすい環境づくりを推進するなど、市民が一体となって参加できる多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の基盤を整備します。

また、各種の活動では、障害の特性に応じた情報提供や外出・移動支援、関連施設のバリアフリー化、障害のある人に配慮した設備の設置、ボランティア等人的支援の充実など、多面的な施策の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
社会参加促進事業への補助	石巻市
石巻市身体障害者交流会 石巻市身体障害者研修会	社会福祉協議会
各種活動・イベント・大会等の開催	関係機関 サービス事業所
各種活動・イベント・大会等への積極的な参加	当事者

## 基本目標4 「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します

### 施策4-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

#### 【施策の目的】

- すべての市民の協働のもとに、やさしいまちづくりを進めることであり、ノーマライゼーションの理念を具現化するための重要な施策です。
- 物理的なバリア（障壁）の解消を目的とし、地域で暮らす障害のある人の生活環境や利便性の向上に努めることにより、「暮らしやすさ」を実感できる事業を進めます。

#### 【現状と課題】

障害者が地域で安全・安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになるさまざまなバリアを取り除いていくことが必要です。

東日本大震災により、道路や住宅、各種施設など社会基盤においても大きな被害に見舞われました。復旧に努めているものの、一部地区や仮設住宅等では暮らしにくい状況が続いており、できるだけ早急な復旧整備が求められています。

特に仮設住宅ではバリアフリーとなっていなかったことから、手すりや段差の解消など応急的な対応がなされていますが、障害者にとって心身ともに大きな負担となっています。

今後は、震災の影響をはじめ、さまざまな「暮らしにくい」状況を把握し、早期解消に努めるとともに、社会基盤の復旧・復興に合わせ、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の導入を進めていく必要があります。

※ユニバーサルデザイン：年齢や性別、国籍の違いや障害の有無や状態等にかかわらず、誰もが利用しやすいデザインのこと。

## 【取り組み内容】

### 4-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進

公共的施設はもとより民間施設においても障害のある人の利用を前提とした建築物の整備に努めるとともに、まちの段差など物理的バリアを除去し、移動手段の整備を促進します。

主な取り組み	実施主体
施設建設時におけるバリアフリー対応の促進	石巻市
施設等のバリアフリー化の促進	一般企業 サービス事業所

### 4-1-2 住環境の支援・整備の実施

障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、公営住宅のバリアフリー化や住宅改修の必要性について周知を図るとともに、改修費用の助成や技術的支援など住宅改修に対する支援施策の充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
住宅改修費の給付 災害公営住宅の整備 公営住宅における抽選優遇措置 障害の状態に配慮した入居替え	石巻市
住宅建設におけるバリアフリー化の促進	一般企業

## 施策 4-2 移動支援の充実

### 【施策の目的】

- 障害のある人の行動範囲の拡大、社会参加の促進を目的とした施策です。
- 移動に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とした施策です。
- 障害のある人が、市内の行きたいところへ移動手段を選択しながら移動することによって、市民との交流や暮らしの楽しみにつなげることを目指します。

### 【現状と課題】

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活のみならず、積極的に地域社会活動に参加していくためには、移動手段の確保は欠かせません。

特に障害者においては、自動車の運転が困難な方も多く、公共交通では移動先や時間帯が制限され、タクシーの多用は経済的な負担も大きくなっています。

市では、障害者の移動支援として、タクシー助成や自家用車の燃料費助成のほか、自動車の改造等に対する補助を行うとともに、個別もしくはグループでの移動にヘルパーを派遣し、移動時の介助等の支援を行っています。また、平成 23 年 10 月より視覚障害者の移動を支援する「同行援護」が個別給付化されており、本市においても利用され始めています。

アンケート調査の結果をみると、公共交通の便利さは最も満足度が低い施策のひとつとなっています。今後は、気軽に外出でき、活動範囲を広げることができる環境づくりを進めるためにも、交通手段の確保とともに、一人で移動することが困難な方の移動を見守り、支援する体制の強化を図っていく必要があります。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者については、JR等の公共交通運賃や有料道路交通料金の割引制度がないことから、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者と同様の制度に拡充されるよう関係機関に要望していく必要があります。

## 【取り組み内容】

### 4-2-1 移動にかかる運賃、費用等の助成

障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して移動できるよう、各種交通機関における運賃等の助成を行い、負担の軽減と社会参加の促進を図ります。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者への公共交通運賃及び有料道路交通料金の割引制度拡大について、東北市長会を通じて要望してまいります。

主な取り組み	実施主体
在宅障害者等社会参加促進助成券交付事業（福祉タクシー・自動車燃料費共通助成券） 民間事業者による各種割引制度等の周知	石巻市
障害者に対する料金等の割引の実施	交通機関

### 4-2-2 移動支援による行動範囲の拡大

外出の移動が困難な障害を持つ人を対象に、行動範囲を広げるよう、様々な移動支援によって、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

主な取り組み	実施主体
同行援護 移動支援事業 自動車改造・運転免許取得費用助成事業	石巻市
視覚障害者等への声掛けや手助け	地域住民
ガイドヘルパーの育成	民間事業者

## 施策4-3 情報・コミュニケーション支援の充実

### 【施策の目的】

- 障害のある人が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、さまざまな情報を取得・活用できる環境をつくることを目的とする施策です。
- 障害特性に応じた多様なコミュニケーション支援の充実と障害特性に応じた情報提供により、障害のある人の生活支援と社会参加の促進につながることを目的とします。

### 【現状と課題】

誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障害特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保が必要です。

市では、視覚・聴覚障害者の意思疎通支援の取り組みとして、市窓口到手話通訳士を配置しているほか、手話通訳者や要約筆記者の派遣などのコミュニケーション支援を実施しています。

また、情報提供として、市ホームページでの情報提供や音声による広報誌の発行などを行っています。

今後は、視覚・聴覚障害のみならず、さまざまな特性や一人ひとりの状況や必要性に応じた、わかりやすく的確な情報提供に努めていく必要があります。

また、近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話や要約筆記ボランティアの確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていく必要があります。

## 【取り組み内容】

### 4-3-1 多様なコミュニケーション支援の充実

視覚・聴覚に障害をもつ人とのコミュニケーションを支援する奉仕員等の養成を図ります。また、ICT（情報通信技術）を活用したコミュニケーション支援・情報入手手段の普及に努めます。

主な取り組み	実施主体
コミュニケーション支援事業 手話奉仕員養成講座 手話奉仕員フォローアップ研修会の開催	石巻市
障害者向けコミュニケーション機器の研究・開発の推進	一般企業
IT機器等による情報収集技術の習得	当事者

### 4-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実

障害のある人が、様々な情報を得ることができ、また、必要な情報を自分本位に選択できるために、障害による情報の格差を生む様々なバリア（障壁）を取り除き、自立生活、社会参加を推進するための情報提供の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
声の市報発行事業 視覚障害者向け音声コード添付サービス インターネットによる情報提供	石巻市
SPコードによる広報誌の発行	社会福祉協議会
点字による案内板の設置 障害特性に配慮した情報提供の推進	民間事業者

## 施策 4-4 緊急時・災害時の安心安全策の強化

### 【施策の目的】

- 緊急時や災害時における障害のある人の安全を確保するための施策です。
- 関係者との連携・情報共有や市民との協働による支援体制の構築、迅速かつ的確な情報提供など、障害のある人への安心安全策の確保のために取り組む施策です。

### 【現状と課題】

東日本大震災の発生時には、最大 8.6m もの津波がまちを襲い、多くの尊い命が奪われました。市内全域において電気や水道等のライフラインが停止し、道路も寸断される中での避難生活は過酷さを極めました。

災害発生時においては、要援護台帳をもとに民生委員などが避難誘導したケースもありますが、被害が甚大な地区等では民生委員が被災するなどしており、避難誘導協力者の体制や役割の再検討が必要です。また、障害の状態によっては安全な避難場所への移動が困難だったケースもあったことから、障害特性に応じて災害時に安全に避難できる場所及び経路の確保が急がれます。

避難生活では、必要物資や情報等の不足に加え、多くの物理的なバリアや環境変化・集団生活になじめないストレス、医療ケアが受けられないことによる体調悪化など、多くの困難な状況に直面しており、障害の特性に配慮した避難所の運営体制を確保していく必要があります。

これらの経験から得た教訓は、今後の災害時対策に活かしていかなければなりません。特に、福祉防災拠点の整備や災害発生時の迅速かつ適切な情報提供と避難支援体制の強化、避難生活における安心安全の確保に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

## 【取り組み内容】

### 4-4-1 緊急時における安全確保対策の推進

緊急時において、関係機関への通報や相談ができる体制を整備し、迅速な対応による安全確保に努めるとともに、本人や家族等の不安解消につなげます。

主な取り組み	実施主体
緊急時対応相談窓口の委託設置検討 家庭用緊急通報装置の貸与	石巻市
緊急時における関係機関との連携体制の強化	サービス事業者
緊急時の連絡先の確認	当事者

### 4-4-2 災害時における避難支援体制の強化

東日本大震災での経験や教訓を踏まえつつ、災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、要援護者台帳への登録促進や地域住民の協力による支援体制づくりを推進します。

また、障害のある人が安全・安心に避難生活を送ることができるよう、障害特性や状況に応じた対応が可能な福祉避難所の指定を進めます。

主な取り組み	実施主体
福祉避難所の指定 災害情報一斉配信事業 災害検証及び災害対応マニュアル作成事業 災害時要援護者台帳への登録促進 災害時避難における個別支援計画の作成 災害時要援護者避難支援マニュアルの啓発 災害時の電源確保及び備蓄の推進	石巻市
災害時避難マニュアル及び事業継続計画の策定	民間事業者
災害発生時に向けた準備	当事者
災害発生時の声掛け より多くの協力者による負担の分散・軽減	地域住民

## 施策 4-5 日常生活における安心安全の確保

### 【施策の目的】

- 障害のある人の日常生活上の安全を確保し、精神的な不安を解消するための施策です。
- 防犯対策や交通安全対策、消費生活支援など、障害特性に配慮した安心安全対策に取り組みます。

### 【現状と課題】

地域で安心安全に日常生活を送るためには、障害特性に応じた配慮や対策が必要であり、障害者自身や家族等のもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して障害者の安心安全を守っていかなければなりません。

障害者基本法の改正では、障害者の性別や年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な施策を講じなければならないとの規定が追加されたほか、適正な方法による情報提供等により、障害者の消費生活を支援しなければならないとしています。

こうした背景には、情報通信の発達や流通の複雑化などにより、犯罪に巻き込まれやすい環境となっていることがあり、環境変化に応じた防犯対策および意識啓発が必要です。

## 【取り組み内容】

### 4-5-1 防犯・交通安全対策の推進

防犯・交通安全に対する意識啓発や知識・技術の習得支援を行うとともに、関係機関や地域住民との連携・協力による見守りや、障害特性に配慮した防犯・交通安全施設等の整備を推進します。

主な取り組み	実施主体
防犯・交通安全に対する啓発活動・情報提供 FAX110番・メール110番の周知 点字ブロックの整備	石巻市
防犯・交通安全に対する意識の向上	当事者
障害者が犯罪や事故に巻き込まれないための見守り 歩行者にやさしい運転	地域住民

### 4-5-2 消費生活支援の推進

消費生活センター等との連携を図りながら、違法な契約や商品の苦情などの相談受付、情報提供を行います。

主な取り組み	実施主体
消費生活に関する啓発活動・情報提供 弁護士無料法律相談会の実施 消費生活に関する相談受付・注意喚起等	石巻市

